

# 鳥取県の緊急支援施策

～鳥取県中部地震復興がんばろうプロジェクト～



平成 28 年 11 月 24 日発行 第 4 版 以降の改訂内容をお知らせします。第 4 版のパンフレットと併せてご覧ください。

## 掲載情報に変更がありました。

ページ	内容	変更前	変更後	連絡先
3 ページ	2-1 生活福祉資金(福祉費・災害経費)の貸付	市町村が交付するり災証明書が必要です。	市町村が交付する被災証明書等が必要です。	鳥取県社会福祉協議会 電話：0857-59-6333
	2-2 生活福祉資金(緊急小口資金)の貸付	市町村が交付するり災証明書が必要です。	市町村が交付するり災証明書または被災証明書が必要です。	鳥取県社会福祉協議会 電話：0857-59-6333
	2-3 災害援護資金の貸付	<対象> 住宅の補修等	<対象> 生活の立て直しに要する経費(住居・家財・塀・墓の修繕費、生活費等用途に制限はありません。)	福祉保健課 電話：0857-26-7142 FAX：0857-26-8116
17 ページ	5-8 教科書・学用品の給与	(追加情報) 【私立学校在籍の方】の問合せ先 教育・学術振興課 電話：0857-26-7022、FAX：0857-26-8110 E-mail：kyoikugakujuutsu@pref.tottori.jp		
		(追加情報) 住宅再建支援制度を拡充しました。下記要旨です。 詳しくは裏面のチラシ(下線部分が拡充情報です。)をご覧ください。 賃貸住宅(借家、アパートなど)への支援拡充 ・借り主が補修することとされている住宅の賃借人等への支援 ・小規模な賃貸住宅の所有者(家主)への支援 住宅の再建方法の拡充 半壊世帯(賃貸住宅を含む)が住宅を建設又は購入した場合も支援対象とします。		
【資料】 被災した住宅の建替、修繕を支援します				

## 新規情報です。

### 中部地震住宅修繕支援センターが開所しました。

被災した住宅を修繕したいけど、どこに相談したらいいの？

まずは **家を建てた工務店、大工さん** や **お近くの工務店、なじみのある業者さん** などに相談しましょう。

家を建てた工務店が分からない、相談できる業者さんがいない場合は、下記の相談窓口へどうぞ。

(鳥取県内の建設・建築関係団体が連携して設立した窓口です。)

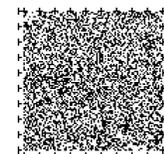
#### 【中部地震住宅修繕支援センター】

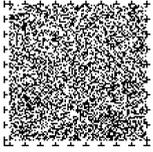
電話 0858-23-5088

場所 倉吉市東巖城町12(中部建設会館内)

受付時間 午前9時から午後5時まで

鳥取県庁担当課 住まいまちづくり課 TEL 0857-26-7398 H28.12.20 現在





# 鳥取県中部地震復興がんばろうプロジェクト 被災した住宅の建替、修繕を支援します

10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震によりお住まいの住宅( )に被害を受けた方が、住宅の建設・購入、補修される場合に、次のとおり支援します。

## 1. 被災者住宅再建支援補助金

住宅の再建方法(建設・購入、補修)、住宅の損傷の程度や世帯人数に応じて支援します。

次のいずれかに該当する場合は支援の対象となります。

- (1)所有者又は所有者の三親等以内の親族が居住する住宅
- (2)契約により借り主が補修することとされている賃貸住宅
- (3)長期間の借家であって借り主が補修することが慣例となっている賃貸住宅
- (4)(2)・(3)以外の小規模な賃貸住宅の所有者(事業として不動産所得を得ていない個人に限る)

住宅の損傷の程度は、市町村が交付する「り災証明書」により確認します。

「一部破損」は、「り災証明書」の損害基準判定(注)が10%以上20%未満の場合に限ります。

(注)損害基準判定:住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合

### 【支援額】

住宅再建の方法	世帯人数	損傷の程度				対象経費
		全壊	大規模半壊	半壊	一部破損	
建設又は購入	2人以上	300万円	250万円	上限 100万円	-	住宅の建設、購入又は補修費 (一部破損は住宅の補修費に限る)
	1人	225万円	187万5千円	上限 75万円	-	
補修	2人以上	200万円	150万円	上限 100万円	上限 30万円	
	1人	150万円	112万5千円	上限 75万円	上限 30万円	

### 【申請に係る注意事項】

半壊又は一部破損の補修に係る申請には、補修前後の写真や補修金額が分かる書類(契約書・領収書等)が必要な場合がありますので、紛失等しないよう御注意ください。

## 2. 被災者住宅修繕支援金

1の「被災者住宅再建支援補助金」の要件を満たさない住宅の修繕を支援します。

住宅の損傷の程度は、市町村が交付する「り災証明書」により確認します。

賃貸住宅は、契約又は慣例により借り主が補修することとされている場合に限り対象です。

賃貸住宅の所有者は対象外です。

損害基準判定	4%超	3%超4%以下	2%超3%以下	1%超2%以下	1%以下
支援額	5万円	4万円	3万円	2万円	1万円

### 【注意事項】

- ・申請窓口はお住まいの市町村となります。申請手続の詳細は、市町村窓口にお尋ねください。
- ・申請には市町村が交付する「り災証明書」が必要です。り災証明書の申請については、市町村窓口にお尋ねください。

【県庁問い合わせ先】 生活環境部 暮らしの安心局 住まいまちづくり課

電話:0857-26-7390 ファクシミリ:0857-26-8113

電子メール:[sumaimachizukuri@pref.tottori.jp](mailto:sumaimachizukuri@pref.tottori.jp)

(平成28年12月21日作成)